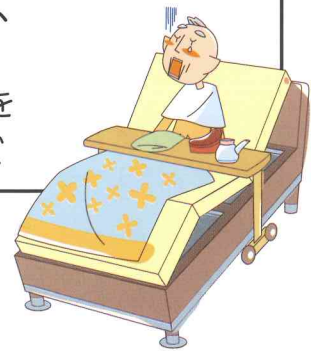


地域の高齢者を守るために

高齢者の虐待に気付いたら
地域包括支援センターにご連絡下さい

高齢者の虐待とは、介護をしている家族、または介護施設で働く職員などによる、次の5つの行為をいいます。

| | |
|-------------|---|
| 身体的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ●たたく、つねる、殴る、ける、やけどを負わせる ●ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に与えたりする など |
| 介護・世話の放棄・放任 | <ul style="list-style-type: none"> ●空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする ●ごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる など |
| 心理的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ●排せつなどの失敗に対して、高齢者に恥をかかせる ●子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する など |
| 性的虐待 | <small>ちょうぼつてき</small> <ul style="list-style-type: none"> ●懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス、性器への接触、セックスを強要する など |
| 経済的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者本人のお金を必要な額渡さない、使わせない ●高齢者本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など |



虐待の発見から解決までの流れの例

